



電子契約の導入について

令和5年10月
北海道総務部行政局改革推進課

電子契約の導入

- ・電子契約とは、契約当事者が契約書のPDFデータに電子署名を入れて契約を成立させる、契約締結の手法。
- ・紙の契約書の場合は、記名押印が契約成立の要件とされているが、電子契約では、電子署名を入れることが要件とされている。（地方自治法第234条第5項）
- ・電子契約により契約締結をするかどうかは、事業者の希望による。

電子契約の特徴

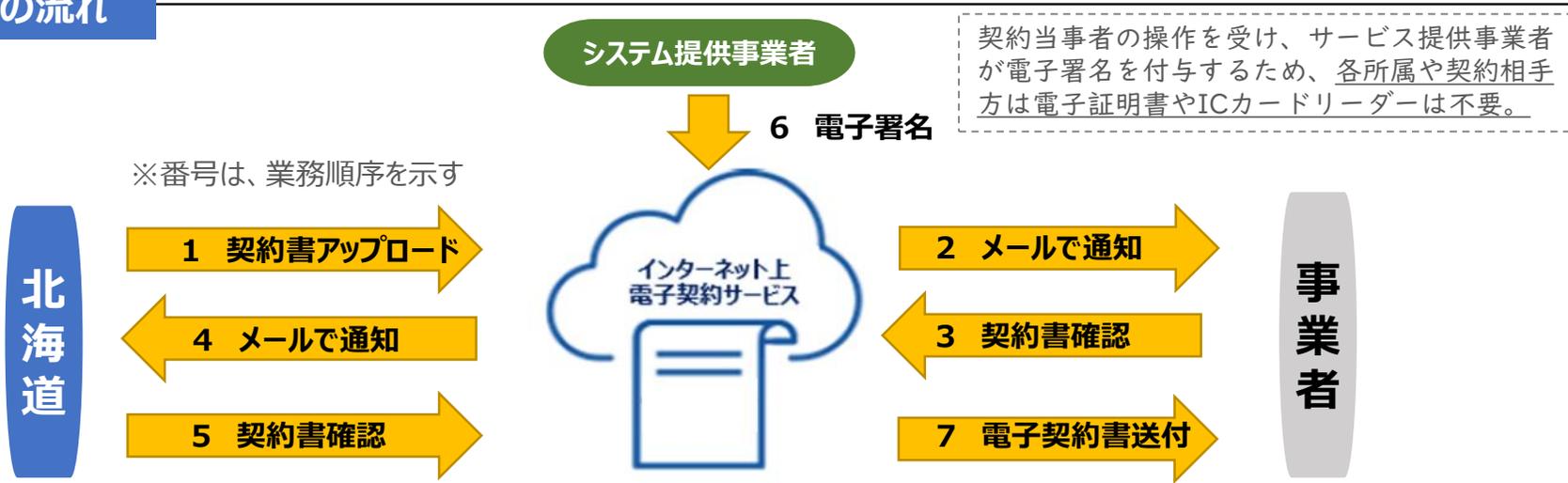
■コスト削減

郵送費、封筒購入費、印刷費、収入印紙不要

■効率化

印刷製本作業不要、郵送作業不要

電子契約の流れ



サービス提供事業者

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12～
導入準備（規定改正、利用要領、HP記事、外部サービス利用許可など）			利用開始（発注3部、出納局調達課）	
		説明会		利用開始（上記以外）

GMO

グローバルサイン・ホールディングス様より

電子契約サービスについて
事業者向け説明

- 1 会社紹介
- 2 電子契約とは
- 3 電子契約のシステム操作の流れ
- 4 契約書のダウンロード方法
- 5 電子署名の確認方法
- 6 困ったときは

会社紹介



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山 満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円 (2019年12月)
従業員数	社員932名 (2019年12月)
株式	東京証プライム (証券コード 3788)
加盟団体 (抜粋)	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

- | | |
|---------------|---|
| クラウド・ホスティング事業 | • 販売実績24年
• ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上 |
| セキュリティ・電子認証事業 | • 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上
• SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上
• 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3 |



全国 1,120 自治体で導入済み



(2023年6月時点)

【関東】

東京都（産業労働局）
東京都・渋谷区
東京都・足立区
神奈川県
神奈川県・川崎市
神奈川県・横須賀市
神奈川県・茅ヶ崎市
神奈川県・小田原市
神奈川県・秦野市
神奈川県・綾瀬市
埼玉県・坂戸市
群馬県

【近畿】

滋賀県・長浜市
大阪府・豊中市
大阪府・東大阪市
大阪府内の
共同調達に参加の自治体
兵庫県・たつの市
兵庫県・宍粟市
兵庫県・伊丹市
兵庫県・宝塚市

【中国・四国】

鳥取県（OEM提供）
山口県

【九州】

福岡県・福岡市
佐賀県
大分県
鹿児島県・奄美市

【中部】

静岡県
愛知県・豊田市
新潟県・三条市
福井県・坂井市
三重県・いなべ市
三重県・菰野町

7

電子契約とは

電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

2

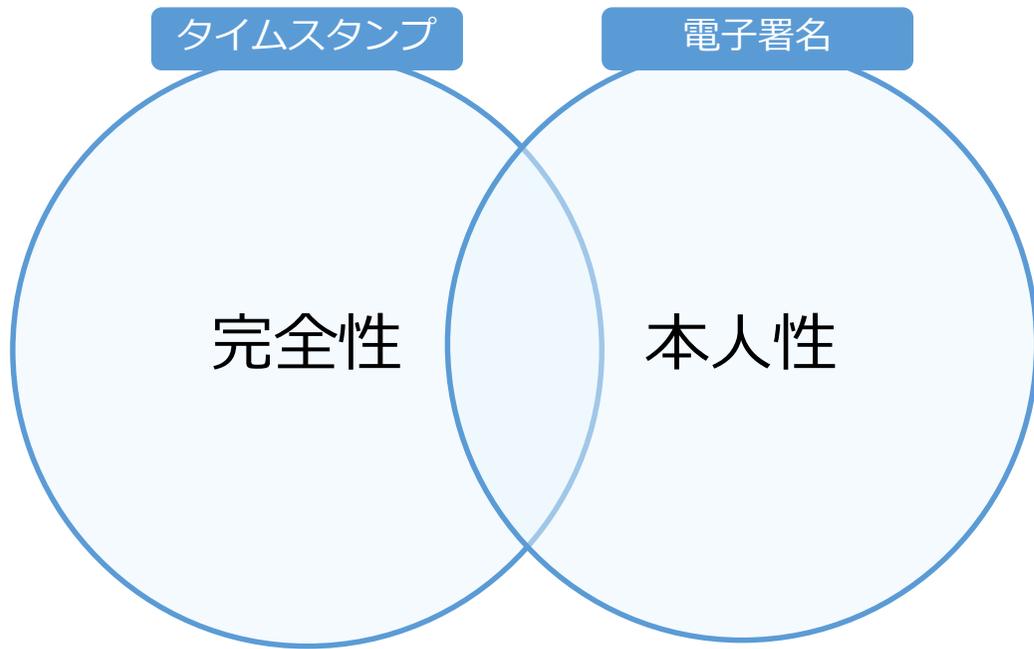
締結手続きの高速化

3

ガバナンス
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

電子契約とは 法的効力を証明する仕組み



その文書が改ざん
されていないこと

本人が確かにその
文書に署名したこと



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け上記いずれかの方法を充足する必要がある (施行規則4条1～4項)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期間は無期限
④ 保存	1) 見読性の確保(規則2条2項1号イ) 2) システム概要書類の備付(規則2条2項1号ロ) 3) 検索機能(規則6条6項4号1) ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15 日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

セキュリティ

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

電子契約のシステム操作の流れ

電子契約同意書兼メールアドレス確認書について

別記第1号様式

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して北海道と電子契約を締結することに同意します。
契約締結の承認に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約締結権限者	
所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

2 契約担当者	
所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

複数のメールアドレスを所持していないため、契約締結権限者のみを報告します。

北海道知事 様

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名 (個人の場合は氏名)
担当者氏名・連絡先

※この様式は、契約相手方として決定された際に、速やかに道の担当者まで提出してください。

※フリーメールのアドレスは指定しないでください。

※契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくて構いません。あくまで電子契約サービスにより、電子契約を締結する際の最終的な承認者を設定してください。

※「noreply@gmosign.com」の差出人名から、署名依頼のメールが届きます。

「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について

- 電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。
- 「契約締結権限者」の欄に記載されたメールアドレスが事業者の最終署名者となります。
- 契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくて構いません。あくまで電子契約サービスにより、電子契約を締結する際の最終的な承認者を設定してください。
- 電子契約で利用するメールアドレスについては、フリーメールアドレスの利用は不可となります。

【提出方法】

- 調達方法により異なりますので、詳しくは契約事務担当者にお問い合わせください。

押印不要

受注者に署名依頼メールが届きます

メール件名「北海道庁〇〇課様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- 受注者側へ設定したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしてください。
- 円滑な契約締結のため、受注者に、当日中に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出を願います。

文書を確認します



操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

製品管理システム開発発注

1 機密保持契約書 2 業務委託契約書 3 送付状

文書 1 (1/3)

機密保持契約書

☰ チェックリスト 1

リストを押すと該当箇所へ移動します。

署名 1

テキスト入力 1

テキスト入力 2

テキスト入力 3

必須項目：0/3 完了する

機密保持契約書

株式会社サンプル（以下「甲」という。）とウケオイ株式会社（以下「乙」という。）とは、添付別紙に定める目的（以下「本目的」という。）のために、甲または乙が相手方に開示する情報の秘密保持に関し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（秘密情報）

1 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以降、本目的のために甲または乙が相手方に開示する一切の情報をいう（以下、秘密情報を開示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。）。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降15日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。

2 前項にかかわらず、受領当事者が以下のいずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。

(1) 既に公知、公用の情報

(2) 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報

(3) 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報

(4) 開示を受けた後、正当な理由を有する第三者により秘密保持義務を負うこととなしに受領当事者が入手した情報

(5) 開示当事者が開示するも合意した関係に開発、創作した情報

開示当事者の秘密情報の開示を要求する場合は、開示を受ける側は以下の措置を取った上で当該行政機関に開示を拒否することができる。

開示を受ける側は、開示を受ける側を通知することなく、開示を受ける側が保有している部分についてのみ開示することとする。

秘密としての取り扱いが受けられるよう最善の努力を怠らぬこととする。

第2条（秘密保持義務）

開示当事者は、開示された秘密情報は、本目的のために必要である限り、開示を受けた者の責任において秘密保持するものとする。開示を受けた者は、開示を受けた秘密情報について、開示を受けた者の責任において秘密保持するものとする。開示を受けた者は、開示を受けた秘密情報について、開示を受けた者の責任において秘密保持するものとする。開示を受けた者は、開示を受けた秘密情報について、開示を受けた者の責任において秘密保持するものとする。

契約書のダウンロード方法

電子署名完了メールから契約書のダウンロード

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」
メール差出元：「電子印鑑GMOサイン
<noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 受注者、発注者双方の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、受注者及び道側の双方に電子メールで届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。
- 2 メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

【御案内のメールの例】

電子印鑑なら
GMOサイン

株式会社〇〇
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。



封筒：5050000111 電子契約サービス委託
文書：
・電子契約サービス委託
ダウンロード有効期間：14日間

電子署名完了メールから契約書のダウンロード

操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。
- 3 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。

1 全ての手続きが完了しました
全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。

2 文書1: 電子契約サービス委託
ダウンロード

電子印鑑GMOサインで保管
Topへ戻る

3

GMOサイン

Not Found

該当のページが見つかりませんでした。
ご指定のURLが間違いないかご確認ください。

© GMO GlobalSign Holdings K.K.

電子署名完了メールから契約書ダウンロード

ダウンロードURLが付いたメールには、電子契約書も添付されます。
下記上限超過時は、メール添付されずダウンロードURLのみになります

	通常メール時	キャリアメール時	
ファイルサイズ (1文書)	6MB	2MB	@docomo.ne.jp @ezweb.ne.jp @i.softbank.jp @softbank.ne.jp @rakumail.jp @ymobile.ne.jp
合計サイズ (1封筒)	6MB	2MB	
ファイル数 (1封筒)	20ファイル	20ファイル	

完了メールを受信される方のメールサーバーの設定で、添付ファイル付きメールの受信を制御している場合がございます。

完了メールが受信できない、添付ファイルがない、迷惑フォルダに入る等の場合は、メールサーバーの設定のご確認をお願いいたします。

署名完了後の文書の状態

不可視署名について

- 印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
- 電子契約が締結されているかどうかはAdobeAcrobatReaderの**電子署名パネル**や、**GMOサインの「文書管理内」プレビュー**、契約締結時に発行される**「電子契約締結証明書」**からご確認いただけます。（5 電子署名の確認方法参照）

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称

2 契約期間 令和 年（ 年） 月 日から
令和 年（ 年） 月 日まで

3 業務委託料 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

4 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信頼に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

委託者 北海道
北海道知事 鈴木 直道

印影はありません（不可視署名）

住所 札幌市中央区北3条西6丁目
受託者 氏名 北海建設株式会社
代表取締役社長 北海 太郎

操作のデモンストレーション

電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本
証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'
フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)
このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。



署名パネルボタン

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改定又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害はこの負担とする。

電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の[プレビュー]表示時に署名者の情報が確認できます
○ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

管理番号 | [REDACTED]

Signing Time
署名者情報 [REDACTED] に承認しました
署名者情報 [REDACTED] に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています

業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の

1. 甲の運営する店舗「 [REDACTED] 」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「 [REDACTED] 」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

文書名 経営委任契約書_001
管理番号 0000015
文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス
締結証明書ID 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST)	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

123.234.12.34

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し : 完成の日から 日以内
第3条 (代金)
請負代金は 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円
第4条 (注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。
契約書の工工期・後戻り等ができ、この場合の工期や代金の変更に
ついては別途合意書を作成するものとする。
2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等
によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。
ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものと
します。
第6条 (危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを
備することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約書(原本)

契約締結証明書ID と一致します
7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

困ったときは

困ったときは

お気軽にお問い合わせください

電子印鑑GMOサイン 運営事務局	
電話番号	03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
メールアドレス	support@cs.gmosign.com
お問い合わせフォーム	https://www.gmosign.com/form/
オンライン商談	https://www.gmosign.com/online/

GMOサイン

検索

よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ

問い合わせ内容	回答
電子契約を締結するにあたり、GMOサインのアカウントの登録は必要ですか？	必要ありません。
GMOサインを利用するための費用負担は必要ですか？	必要ありません。 インターネット接続環境と、電子メールアドレスがあれば、ご利用いただけます。
電子契約で契約締結したいのですが、新たに提出しなければならない書類はありますか？	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です。 提出する様式と提出時期については、入札公告等の後、案件を発注している部署にお問い合わせください。
「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、案件毎に提出する必要がありますか？	案件毎に提出してください。
電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。	契約締結後、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載したメールアドレス宛に、締結後の契約書のダウンロード方法が記載されたメールが送信されます。そちらの案内に従って、ダウンロードしてください。
「締結証明書」とは何でしょうか？	文書概要／契約締結日時などが記載された文書のことです。「いつ、どなたが署名を行ったのか」確認することができます。契約書とセットで保管してください。